

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

狸森地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 2 5 日（当初作成）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 6 3 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されているが後継者が少ない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃を解消のため利用権の交換を考えている方は原則として農地中間管理機に貸し付けていくこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

狸森地区は中山間地域であり、大型機械の導入などによる作業の効率化が難しく、耕作放棄地が懸念される圃場が点在する。特に畑等については、中心経営体だけに限らず、新規就農者、定年後の帰農者・就農者の定着を図りながら地域一体となり農業経営基盤の強化を図る。また、現在の経営規模を維持しながら農地を管理し、現在の担い手を第一に考えながら、新たな担い手を探していく。